

京都府でのツキノワグマの狩猟再開に関する 注意事項について

京都府では、近年の生息数の増加を踏まえ、令和 3 年度狩猟期からツキノワグマの狩猟を再開いたしましたが、以下の注意事項を御確認の上、適正な狩猟を行っていただきますようお願いいたします。

なお、状況によりツキノワグマの狩猟自粛をお願いすることがあります。
詳しくはHPをご確認ください。

○狩猟時の注意事項【銃猟】

- ツキノワグマの狩猟が可能な法定猟法は、**銃猟のみ**です。
- 半矢などにより**手負いとなったツキノワグマが集落等に出没すると大変危険です**ので、集落近くでの捕獲や親子グマへの発砲を抑えること、確実に仕留めることができる距離での発砲に限ることなど、御配慮をお願いします。

※ 銃猟により捕獲された場合は、処理される前に**農村振興課(下記連絡先)へ御連絡ください。**

京都府では、生息数を把握するため、ツキノワグマの捕獲数や捕獲個体情報を調査（裏面参照）していますので、御協力をお願い連絡先します。

農林水産部農村振興課（亀岡駐在）・・・ 0 8 0－1 6 3 1－4 1 4 6

○狩猟の制限等について

京都府では、**1 年間にツキノワグマを捕獲できる頭数に制限**を設けており、その上限数に達する場合は、**狩猟の制限等を以下の京都府のホームページ等でお知らせいたします。**

京都府HP（<https://www.pref.kyoto.jp/choujyu/shuryou.html>「**狩猟について**」）

お問い合わせ先

農林水産部農村振興課・・・・・・・・・・ 0 7 5－4 1 4－5 0 2 2

○錯誤捕獲した場合の注意事項【わな猟】

- わなを使用する方法は法令により禁止されています。
【鳥獣法第12条第1項違反、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金】
わなの設置場所付近でクマの出没が確認される等の場合には、誤ってクマを捕獲しないため、わなの移設や一時停止等の措置を講じて下さい。
 - ニホンジカ及びイノシシを目的として、南丹、中丹及び丹後管内の市町並びに京都市（北区、左京区及び右京区に限る）でくくりわなを設置する場合、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、くくりわなの輪の直径を12cm以内に制限しています（その他の市町村では、ニホンジカ及びイノシシを目的とする場合は同制限を解除）。
【鳥獣法第12条第2項違反、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】
 - 万が一、わなにツキノワグマがかかってしまった場合、放獣する必要がありますので、近寄らず、捕獲地の最寄りの広域振興局等に御連絡ください（以下連絡先参照）。
- 連絡先（捕獲地の最寄りの振興局）
- | | |
|-------------------------|--------------|
| 山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 | 0774-21-3212 |
| 南丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 | 0771-22-0426 |
| 中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 | 0773-62-2593 |
| 丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 | 0772-62-4310 |
| 京都林務事務所 林務課 | 075-451-5724 |

～捕獲個体情報の調査～

以下の調査に御協力をお願いします。

- 捕獲記録票（同封の様式）へ必要事項の記入
- 毛の採取（ペンチ等で毛根から引き抜く）
- 耳標の有無の確認



参考写真：耳標の例



参考写真：毛の採取例